方觀承撰『燕香集』下について(中)

黨 武彦

A Study on Fang Guancheng's *Yan Xiang Ji (part2)* (2)

Takehiko To

(Received October 1, 2014)

はじめに

本稿はこれまでの三編の論考*1に續き,清朝の漢人知識人官僚である方觀承の詩集を分析することによって,乾隆期(1735-1795)の政治史を再構成しようとするものである。この一連の論考が,單なる詩の譯註ではないことを示すため,今一度最初の論考において提起した問題の所在を,以下要約しながら採錄する.

二十一世紀に至り、中國はグローバル化した資本主義市場經濟システムに對應しつつも、様々な獨自性を主張し、その際に歷史の再評價や新たな傳統の創出を、その獨自性の正しさの根據としている。そういった意味において、現政権がその支配領域の正統性の根據とする清朝(特に乾隆期)の研究は不可缺である。既に一段落した「清史工程」という國家總動員體制の清史編纂プロジェクトは、政治史がその重要な部分を占めることとなったが、日本の中國研究者という視點からそれを相對化する必要があるだろう。ただし、日本における清代史の從来の研究は、近年やや改善の傾向があるとはいえ、社會史・社會經濟史に偏重しており、政治史の研究成果は乏しい。

清代史研究の史料面においては、いわゆる明清檔案 史料の利用により清代史研究は長足の進歩をみせた。 檔案は一次史料であり、その史料的な價値は極めて高 いものである。しかし、いかに一次史料とはいえ、もっ ぱら王朝の政治過程の中で残されたものであるから、 極めて偏った面を描いたものでしかない。

そこで、政治史における新しい史料分野の開拓として、詩の史料としての利用を試みることにした。詩は統治権力を形成する士大夫知識人官僚の基礎的教養であり、科舉においてもその作成能力が試される。それに加え、宮廷の宴席などの公的な場面において、士大夫官僚は詩を作成しまたは唱和し、それを公表することを責務としており、また、朝鮮・琉球の朝貢使節も、

中華の一員として恥じない詩を作成し皇帝の前で披瀝する必要があった. *2 また, 當然のことながら士大夫同士の交流においても不可缺な教養であった.

ただ、このような指摘のみでは詩を作るという行為 自體の政治性を問題化したに過ぎない、詩自體の内容 にまで踏み込んで史料として位置づけることが必要と されよう. 詩の史料としての可能性は既に1970年代 に、前野直彬が、「一人の官僚があって、當時の朝廷 の政策についてある意見を持っていたとする. おもて むき、その意見は上奏文などの形でまとめられ、發表 されるであろう. しかしそれはあくまでも『おもてむ き』の發言である.彼がその意見を持つようになった 經緯.あるいは上奏文が採用されたり却下されたりし た後の彼の感慨は、通常、詩の形で表現される。一つ の上奏文をただ一つの文献資料としてのみ扱うのなら ば話は別であるが、それを書いた當人とのかかわりあ いにまでつきつめて見ようとするならば、彼の書いた 詩を無視することはできない.」*3と指摘している. ここには、詩の史料としての重要性のみならず、まさ しく上奏文が多い檔案史料の限界までもが表現されて いるといえよう.

かような問題意識の中で、前稿までの論考では乾隆 期以降の方觀承の詩集の分析を行い、詩の政治史史料 としての可能性についての試論を展開し、方觀承の人 的ネットワーク、乾隆帝とのパーソナルな關係性のあ りかたを明らかにするなど、いくつかの成果を擧げた.

本稿は、前稿(拙稿 2011)の續きであり、取り上げる詩集は『燕香集』下の後半部分で、乾隆二十(1755)年から二十一(1756)年までの詩作を集めたものである。彼の官僚としてのキャリアのうち最も重要なポストである直隷總督在任中、さらには軍務により西域に派遣され、陝甘總督を署理した時のものである。(詩題の前のアラビア数字は『燕香集』下の通し番號。)

1. 乾隆二十(1755)年(署理陝甘総督)

乾隆二十年二月に始まった第一次ジューンガル遠征 は、六月にチョロス部のタイジであり、ジューンガル 部長として政権を掌握し、ハンを稱していたダワチ(達 瓦齊)をカシュガル附近の克魯克嶺において捕らえる ことで終結し、ジューンガル帝國は滅亡した. 北路軍 の副將軍でホイト部の部長であったアムルサナ(阿睦 爾撒納)は、第一次遠征に際しても不穏な行動をして いたが、乾隆二十年の八月十九日、入覲の途上で逃走 し、一部のオイラトを糾合して自立を企てた. この背 景にはアムルサナの希望であった、彼一人でイリ地方 を治めるという約束が清朝に反故にされ、四人のハン を建てて分割統治をするという決定へ不滿を持ってい たことがあるとされる. いずれにせよこのアムルサナ の清朝への叛乱を契機に、ジューンガルの第二次遠征 が行われることととなる. 定西大將軍にはツェリン(策 楞) が任命された. *4

このとき, 漢人の軍機大臣の一人であり, 平定ジューンガル方略副總裁であった劉統勲は前線に派遣されていたが, 巴里坤を放棄し伊犂から撤退することを進言したことにより乾隆帝の怒りを買い, 九月二十五日, 革職のうえ京師に身柄を解られた. *5 方觀承は,同日,「現在の軍營に應に辦ずべき糧馬の事務有り, 方觀承に著して馳驛前往辦理せしめよ」*6 との上諭を受け,署理陝甘總督辦理軍需糧馬事務を命じられる. 翌日二十六日には,乾隆帝に拝謁し訓示をうけて卽日起程し,十月二十二日には甘肅に到着,二十四日には接印して視事を開始し,*7 翌二十一年二月まで軍務(主として兵站業務)に就くことになる. 雍正十一年,平郡王の記室としてジューンガル遠征に從軍した經驗があったこと,また方觀承の兵站業務への適性についての乾隆帝の認識もこの人事の背景にあると思われる.

以下 28 からは、乾隆二十年九月から二十一年二月までの、邊境派遣直前から旅程の途上、さらに到着後の軍務中に詠まれた詩、および直隷總督歸任後の二十一年十二月までの詩である。

28 「距塔子溝数里有廃塔」七言絶句. 塔子溝は直隷 省承德府の廳(現在は遼寧省潮陽市喀喇沁左翼蒙古族 自治縣). この地には天聰五(1631)年,喀喇沁左翼 旗が設置され,乾隆三年には塔子溝廳となり,のち乾 隆四十三年には建昌縣と改稱された. モンゴル人は旗 により管轄,漢人は縣により管轄されていた. 甘肅へ の軍務へ向かう經路ではないので,九月初九日から 二十六日までの間に詠まれたものであろう. 三句目の 「城郭人民空指似」は文天祥の「金陵驛」の七言律詩「城 郭人民半已非」,四句目の「別移烟火向山椒」は,司 馬光の五言詩「陪同年呉冲卿登宿州北樓望梁楚之郊訪 古作是詩」の「人移烟火絶」,および中唐の詩人韋夏 卿の五言詩「和丘員外題湛長史旧居」の「酒向山椒酹」 によるものか.

29 「阿壩道中遇雪書懐」七言律詩. 阿壩への道中においての遇雪への思いを書き記したもの. 阿壩は甘肅省涼州府平番縣の東北一〇〇キロの地にある, 長城に沿った地にある堡であり, 官兵も配置されている要衝であった. *8 第三句の割註には「路經小鹽池」とあるが, この地には當時甘肅省寧夏府で, 現在の寧夏囘族自治區に鹽池縣という地名があることにみえるように, 内陸鹽の産地であった.

30 「酒泉送客卽席示鎭道諸僚」七言律詩. 酒泉は, 隋代に肅州となって以來, 清代もその名稱を受け繼ぎ, 肅州直隷州であった. 詩題の割註に「泉在肅州城東外, 通討來泉釃渠, 以資灌漑」とあるが, この泉は現在の「西漢酒泉勝跡」であると思われる. *9. 方觀承は十月二十一日に甘州府に到着しており*10, 肅州府に到着したのはその二日後の二十四日であり, ここで接印している. なお肅州は「西路軍需總匯」*11といわれるように, 兵站上の重要據點であった.

31 「嘉峪關登籌邊樓作」七言律詩. 籌邊樓は、〈燕下54〉の割註に「嘉峪關有籌邊樓」とあるように嘉峪關内の樓. 本詩題の割註に「時乙亥杪冬三日」とあるのは、つまり乾隆二十年十二月初三日の作であることを示す. 一句目の「燉煌西外酒泉東」は嘉峪關の位置としては誤っているが、平仄と韻をあわせるためのものであろうか.

32 「安西」五言詩. 安西は甘粛省の安西直隷州. 河西囘廊の西端にあり,新疆への軍事據点となる都市である. 「瓜州の囘民白布を以て蒙首し禮服と爲し,稱して纏頭と爲す」とあるが,唐代よりあった瓜州は,康熙末年のツェワン=アラプタンの叛亂平定後,雍正元年に安西直隷廳となり,のち安西府,ついで安西直隷州となった. 纏頭は白布を使用したターバンのこと. この風俗は〈燕下36〉の「哈密西城」の詩序にも言及されている.「囘人衛民と疏勒河水もて麥を種え,雨澤に資せず」とあるが,疏勒河は河西囘廊を流れる内陸河(全長六七〇キロ)で古來より灌漑農業が行われており,ここでも河水を利用した天水によらない麥の生産に言及されている.

33 「戈壁」五言律詩、戈壁はゴビ、「予雍正癸丑、從征北路經行瀚海亦即戈壁」とあるが、雍正癸丑は、雍正十一年、前稿までにおいてすでに何度か言及しているが、その年方觀承は、七月初九日に定邊大将軍に任ぜられた平郡王福彭の記室として從軍している。その時に方觀承が殘した記錄が『從軍雜記』である。

34 「安西道中口號」七言絶句四首. 口號は卽事, 偶

成、口占ともいい、偶然に即興に作られた詩、あるいはそのようにみなして作った詩、四首目の最終句の割註に「長流水地名分東西路沙漠千里至哈密、乃見城郭」とあるが、「長流水」は哈密の東南約四〇キロにある鎭または村。ただ方觀承は第一句で「長流一水自東西」と詠んでいるので、河川のことを示していると思われる。*12

35 「哈密東城」七言律詩. 詩序に「安西分兵して戍守し、鎭臣之を統す. 内は甘肅を蔽し、外は軍糧を轉ず. 西塞の要地爲り.」とある. ここでいう哈密東城は、雍正五年に建設された城のことで、*13 雍正十三年には駐防兵が設置されている. 方觀承は嘉峪關を出た後、十二月二十一日に哈密に到着している. *14

36 「哈密西城」七言律詩. 詩序に「古の伊吾の地、 唐は伊州と爲す.俗は白氈纏頭を以て禮服となす.常 に冠赤幘のごときあり、直西の土魯番、皆なその族に して、囘囘部なり、その長、名は玉素富、先世命に歸 して貝子に封ぜられ、屬するところは萬餘人、五堡に 分居するも,其の地終年雨無く,湖水を引いて種麥す. 樹に桑・楊・梧・桐・紅柳・黄松有り、果に葡萄・石 榴・桃・杏・瓜有り、尤も美雪を著し、嶺は寒からず、 流泉は氷らず、春月、緑南湖三十里の杏花は錦のごと し. 園は孔雀を畜し, 卵を生ませ, 鷄を以て之を菢しめ, 白色の者は吐魯番より産し、羣遊の錦翼中、尤も珍異 とすべし、 繡氊織は素より婦工頗る勤にして、 巾帽鞍 韉多く尚お采飾す. 又, 一部吐魯番より挈屬して内附 し瓜州に移居するも亦た五堡に有り、其の長一等公に 封ぜらる」とある. ここでいう西城は康熙五十六年に 築城された「哈密囘城」であろう. 文中の玉素富(ユー フス) は康熙三十六年から哈密の支配の世襲を清朝か ら認められていた一族の長で、第四代目にあたる、乾 隆五年、扎薩克鎮國公を繼承したのち乾隆十年に固山 貝子に爵位を晉められた. のち乾隆二十四年には多羅 貝勒に封じられ郡王の品級を賜り、乾隆三十一年に卒 した. *15

37 「白孔雀」七言律詩. 詩題の割註に,「吐魯番の南境に産す. 哈密貝子, 之を京師に貢す. 貝子孔雀園を置いて之を畜し, 生卵せしめ, 雞を以て之を菢かせ采る. 素より其の種を移さず」とある. おそらくは白變種の白孔雀を専用に飼育し, 卵から管理し, 白變種以外が交じらないようにしていたのであろうか.

38 「巴里坤軍營二首」五言律詩二首、巴里坤は現在のバルクル・カザフ自治縣、哈密の北西約九〇キロ、『大清一統志』卷二百七十一,鎭西府、に「本朝康熙五十四年内屬、雍正九年、巴爾庫勒城を築き、安西同治を以て其の地に駐防せしむ、乾隆三十八年、鎭西府を置き、巴爾庫勒城を以て府治と爲し、三十九年、宜禾縣を設け、四十一年奇臺縣を設ける、領縣二」とあ

るように雍正九年に建築されたのが巴爾庫勒城すなわ ち巴里坤城であり、その後府・縣が設置されて内地化 されていくことになる.詩題の割註に「過東大坂卽巴 里坤軍城、二十余年準噶爾不敢窺邊」とあるのは雍正 九年の建築以来のことを指しているのであろう. な お,雍正九年のこの地方は岳鍾琪が軍務に當っていた. 「東大坂」については、實錄に「懇在哈密變價、次日 仍由東大坂過山」*16,「天山西北之烏克克嶺正北之 東大坂」*17という記事がある。また方觀承の奏摺に は「哈密距巴里坤大坂一道 | *18 との記述があり、ま た,「臣自哈密前赴巴里坤, 由烏克爾大坂行走」*19 とあり、哈密と巴里坤の間の經路の坂であることがわ かる。方觀承は十二月二十七日に巴里坤に到着し、〈燕 下40〉に登場する甘肅巡撫呉達善と各務を商量して いる。十二月二十九日には東大坂を經由して哈密に向 かうために出發している. *20

2. 乾隆二十一(1756)年(署理陝甘総督,直隷總督)

39 「丙子元旦歸自巴里坤次南山柵口」五言詩. 南山口は巴里坤から南東七〇キロ, 哈密から北約三〇キロの所にある. 最終句の割註に,「明日過東大坂, 新修盤道將成, 其巓有唐碑, 字跡漫滅, 惟餘『山桂國尉遅恭』六字可辨」とあり,前句の東大坂の地名が見える. なおこの日, 方觀承は巴里坤と哈密の途中である奎蘇地方(現奎蘇鎭)で巴里坤に向かうホショト部の公である納哈察(ナガチャ)に遇見している. *21

40 「丙子元日懐呉雨民中丞」五言詩、呉雨民中丞は 呉達善(瓜勒佳氏)のこと、滿洲正紅旗人、乾隆元年 の進士、初任の戸部主事から兵部・工部侍郎まで累進 し、乾隆二十年五月十八日に甘肅巡撫となり、乾隆 二十五年正月十七日に陝甘總督に昇任するまで甘肅巡 撫に任ずる、詩題の割註に「雨民命を奉じて兵車を稽 察するに、乙亥元日を以て同に良涿に至り、随で陝甘 に赴く、倏焉にして歳を改む、之に因りて感有り」と あるが、ちょうど一年前の乙亥(乾隆二十年)元日に おそらく京師より良郷・涿州に同道し、前年の十一月 に既に乾隆帝により臺站の經理を命じられていた呉達 善は甘肅に赴いたのであろう*22、その自分が一年後 には同じ甘肅にいることを感懐したのである、なお、 方觀承が署理陝甘総督として提出した奏摺の多くはこ の呉達善との連名でのものである。

方觀承は,正月十四日には巴里坤の軍營から甘肅の安西州に戻って翌十五日には後任の大學士陝甘總督黃廷桂に關防や文書の引き繼ぎをおこなう。また,二十六日には玉門附近の柳溝で馬匹の送達を完了したのち,二十六日には蕭州に至っている。なお,哈密に

滞在中に感冒を患っていたため、 肅州で服藥休息を二日閒行った後、 二十九日には歸還することを上奏している. *23 また、 二月初十日には蘭州に到達している. *24

41 「題邠州大佛寺」七言絶句. 大佛寺は唐の貞觀二 (628) 年に建立された慶壽寺. *25 西方から西安に至る官道の途中, 邠州の西およそ一〇キロの所にあり, 方觀承は歸途立ち寄ったのであろう. 初句に「丈六全身一卷石」とあるように約二〇メートルの石佛 *26 があり, 現存する. 最終句「兩壁豳風七月詩」の「七月詩」は, 『詩経』「國風・豳風」の「七月」のこと. 豳(現在の陝西省彬縣すなわち清代の邠州直隷州)の農事曆を歌う壽ぎ歌. 割註「州牧張文秸顏爲豳風閣」とある, 張文秸は「豳風閣」とおそらく扁額に揮毫した當時の陝西省邠州直隷州知州であるが, 邠州の地方志にはその名がみえない. ただその出身地の福建省泉州府晉江縣の地方志よりその存在の確認を取ることができる. *27

42 「長安道中四絶句」。a「慈恩寺杏花」。b「城南桃花」。 c「灞橋新柳」. d「邰店玉蘭」の七言絶句四首. 遠征 からの歸還中に經過した長安すなわち西安で詠まれた 四句. a の慈恩寺は唐の高宗が 648 年に建立した寺院. 中唐の詩人張籍の「哭孟寂」*28にはこの詩の「曲江」・ 「春光」の詩句が見える. なお, 慈恩寺の杏園は唐代 の新進士が祝宴を賜った所. b は西安の東南城外にあ る杜曲の渓岸にある桃花を詠んだもの. cの灞橋は西 安の東郊を北流する灞水にかかる橋. 客(旅人)を東 に送るときここで柳を折って輪にし旅立つ人に送って 道中の安全を祈った. この折揚柳の習慣は、辟邪の力 をもつと信じられた柳の枝を利用した一種の魂振の行 爲であり、輪の形にしたのは、旅中の疲労で遊離しが ちな魂を鎭める、いわゆる魂結びのまじないであった とされる. *29 d 邰店については詳細不明. 後攷に 俟つ.

43 「驪山湯泉」七言律詩. 詩題の割註に「在西繡嶺山下華清宮,初名温泉官又名繡嶺宮」とあるがごとく,驪山は西安の東約二五キロにある山. 驪山の西繡嶺の峰下には秦漢以来の温泉があり,唐の玄宗皇帝即位以前は温泉宮と稱されていた. 玄宗はほぼ毎年十月になると避寒と保養のためにここに訪れ,その期間は政務の中心地となった.天宝六載(747年),楊貴妃の歡心を買うために温泉宮を増築し,華清宮と命名した.*30 七旬目「朝元閣畔閒松柏」の朝元閣は驪山の西繡嶺の山上にあり,唐の滅亡後は道觀として殘存していた.

44 「洪洞謁皐陶祠」五言律詩. 山西省平陽府の洪洞縣にある皐陶祠を謁したことを詠んだもの. 皐陶は「五刑」「五教」を最初に整備したとされる, 舜・禹の時

代の傳説上の人物、山東の曲阜に生まれ、墓は安徽省 六安にあるとされるが, 一説に生まれが洪洞縣皐陶村 で,また,墓も亦た同所にあるという. 光緒『山西通志』 卷五六, 考四之七, 古蹟考七には「皐陶墓, 在洪洞縣 南. …舊通志, 洪洞縣南十三里皐陶村有冢」*31とある. 45 「固關入直境喜雨并示井陘獲鹿二令」五言律詩. 甘肅より歸還し直隷省に入った際の詩. 方觀承は往路 については、恐らく張北口から長城沿いのルートをと り(燕下29「阿壩道中遇雪書懷」から推定), 歸路は, 西安を經由して汾水沿いに山西省を北上し、太原から 正定府に入るルートをとったことが判る。當時の井陘 縣知縣は林調爕(福建長樂の人. 進士. 乾隆二十一年任) あるいは高其哲(四川什邡の人. 擧人. 乾隆二十一年任) *32, 獲鹿縣知縣は呉山鳳(湖北漢陽の人. 監生. 乾 隆十六年任) *33 あるいは張篁華(河南儀封の人. 擧 人. 乾隆二十一年任)*34.

さて, この詩の最終句の割註に「時伊犂平定告祀孔 林」とある。乾隆帝は二月十三日に京師(圓明園)か ら出發し曲阜の孔林へ卽位後二度目の行幸を行う。直 前にツェリン(策楞)によりアムルサナを捕らえたと いう上奏があったため、急遽泰陵(雍正帝の陵)を經 由することとし、十六日には泰陵に謁し行禮する. 三 月初一日に曲阜に到着して孔廟に謁し、初二日には孔 廟, 少昊陵, 元聖周公廟に詣り, 行禮した. 初三日に 歸路につき、二十九日に圓明園に歸還している。*35 46 「龍門県」五言律詩. 龍門県は宣化府屬. 「余癸丑 從征曾至龍門屬驛」癸丑は雍正十一年。何度も言及し たが、平郡王福彭に從って軍務に就いた時のこと. 47 「恭和駐蹕景州諭直隷扈駕諸臣」五言詩. 河閒府 景州において、乾隆帝が乾隆十三年二月初四日から 行った東巡・謁孔の巡幸の際、二月十三日に景州の開 福寺に幸し、*36 塔に登っている、*37 また、十三日 と十四日の二日にわたって景州の七里舗にに駐蹕し た. この時に詠んだ「諭直隷扈駕諸臣」*38という御 製詩に恭和した詩. 方觀承はこの時直隷布政使であっ 林,三月十一日徳州に至った時,皇后の富察氏(二十二 日に孝賢皇后と諡)が死去. 急遽京師に戻ることとな

さて、乾隆二十一年の曲阜巡幸の往復の際、乾隆帝はやはりいずれも景州を經過している*39. 起居注に、復路の三月十三日に新莊大營(景州の新莊*40)に駐蹕したとあり*41、翌日の三月十四日、「賜随駕扈從王公大臣、並直隷官員等飯」*42とあることから、この時に方觀承は乾隆帝に面會していると思われる。方觀承は八年前(乾隆十三年)の御製詩をうけて恭和の詩を創ったのである。なお、方觀承は三月十二日に彼が軍務中に直隷總督を署理していた刑部尚書鄂爾達よ

り印務を移交されている. *43

48 「晩坐得月亭小酌同少儀諸君作」五言律詩. 張少儀については既に〈燕上 47〉において言及しているが幕友の張鳳孫のこと. 江南華亭の人, 副榜貢生から乾隆元年の博學宏詞に擧げられている. *44 ただし館選には至っていない. 乾隆十六年の經學恩科に舉げられ, 官は雲南糧儲道に至る. *45 また, 乾隆二十年刊の方觀承およびその祖父・父の詩集『述本堂詩集』の後序(乾隆十八年)を書いており, 方觀承との個人的繋がりが強かったことがわかる.

49 「飲呉中女貞酒同少儀諸君作用前韻」五言律詩. 上平一東. 女貞酒は女貞すなわちトウネズミモチの實で作った酒のことで,滋養強壮の藥効があるとされる. 五句目の割註「美不美郷中水呉諺也」は,同郷の人や 親族に會った際の諺で,美しかろうがそうでなかろう が人は故郷の山水風光を好むものである,の意味であ り「親不親故郷人」とよく連用される.

50 「波羅城九日」七言律詩. 波羅城は現在の内モンゴル自治区の巴林左旗にあり, 遼の上京臨潢府, 金の北京である. 詩題割註の「趨事邊城凡三度重九」は,重九, すなわち九月初九日において三年連続で邊事に從事していたことをいう. 前々年乾隆十九年には、〈燕下18〉にあるようにやはり波羅城におり, 前年乾隆二十年は、〈燕下28〉にあるように塔子溝にいた. ただし最終句の割註に「今年閏九月」とあるように,この年は閏九月のことであった. 直隷總督の職務の廣範さを示す事例.

51 「赫山行館盆菊初放張少儀王立亭蔡鶴汀吟詠競爽 亦和一首」七言律詩、赫山は、順德府の沙河縣城の西 八十四キロにあり、交通路として山西省に繋がる位置 にある. *46 王立亭(〈燕上 51〉 にもその名が見える.) と蔡鶴汀については現在のところ不明. なお後攷に俟 つ. 競爽は詩の優劣を競うことである. 方觀承は二句 目の割註に「昨年以九月赴嘉峪關」と記しているよう に、折に触れて甘肅軍務のことに言及し詩に詠む、甘 肅での軍務については方觀承にとっていろいろと感慨 深いものがあったのではないだろうか. 「三弟官秀水 以病歸」については、〈燕下 21〉においてすでに言及 したように, 乾隆十九年に浙江省秀水縣知縣を實授さ れており、二十一年まで任じているが、この割註より、 病気により退任したことがわかる。前任の山東省卽墨 縣知縣任事の不祥事による降調も含め、主として人的 關係により官途に就いたものの、官員としての適性に やや問題があったのかもしれない. *47

52 「病中得西疇書, 並錄示近詩, 有與馬半槎同時卧病代柬之作, 觸境嬰懷依寄和」五言詩. 下平五歌. 西疇は, 〈燕上 14〉〈燕下 8〉に既に登場した揚州の鹽商である方士寁である. *48 方觀承の從兄となる關係

であると思われるが詳細は不明である。馬半槎は馬日璐. 馬も〈燕下 8〉に登場する。*49 觸境は佛教用語(身体で触れられて感覺される對象)か. 嬰懐は気にかける. 二十句目の割註に「余西征遘疾, 久乃獲愈」とあるのは, 哈密での感冒罹患の事であろう。*50二十六句目の「魔」という語の直後の割註「時西疇有外事之擾, 故云」とあるが, 鹽商である彼の「外事之擾」がいかなるものであったかは興味深い. 二十七句目「休嗤瓢五石」の割註「馬半槎和西疇詩, 有君殊五石瓢之句」とあるが, 石製の茶壺のことか. 明の劉侃の詩「階州甘泉館」七言律詩の最終句が,「欲借山人五石瓢」である.

53 「漕河宿給孤寺示禪僧鑑慈」七言律詩. 漕河は保定府安肅縣の漕河鎮. すでに〈燕下9〉で順德府内邱縣の留養局について言及したが, 方觀承は直隷布政使時代の乾隆十三年に直隷省の五六一ヵ所に留養局を設け, 社會的弱者の救濟を主導した. *51 その際, 漕河の僧侶である元通が布施を募り窮民を救った時に方觀承が地を選んで局を設け, それを給孤獨園寺あるい慈航寺とした. すなわち詩題の給孤寺は慈航寺のことである. *52, 方觀承は義倉を各州縣にくまなく配置するなど社會的基盤整備などの様々な「公共」的な活動を行った. 義倉設置には地域の生員・監生層などの有力者の力を利用しようとしたが, 貧民救濟に關しては佛教寺院の力を活用しようとしていたことが推察できよう.

54 「聞裘叔度少宰奉使巴里坤軍城,時嘉平二日滄州 途次雪中, 因憶昨年以是日出嘉峪關詩以懷之」七言律 詩. 十二月初二日に詠まれた詩。裘叔度少宰は當時吏 部右侍郎でこの年の四月二十六日から軍機大臣であっ た裘曰修(1712-1773)である. 方觀承との交友は旣 に〈燕上44〉に見ることができる. 裘は江西省新建 の人, 乾隆四年の進士. 館選を経て翰林院編修となり, 乾隆十三年から十六年まで詹事府詹事、侍郎職中乾隆 二十一年から二十二年には軍機大臣、後に禮部・刑部・ 工部尚書を歴任する. 方觀承と同様に治水において業 績を殘している. 當時のジューンガル遠征においては 軍務の機宜を乾隆帝に面奏して強い信任を得、乾隆 二十一年十一月二十二日、西路軍營に馳赴し、事務を 辦理することを命じられ、 肅州に向かっている、*53 55 「奉命同劉縄菴吉敏齋兩少農,勘津滄牧地數萬頃 悉聽民墾種, 將春得雪喜而成詠」五言詩. 乾隆二十一 年十月十七日, 方觀承は, 清朝が定鼎の初めに王公な どに賞給した牧放の地である「馬厰」の地が廃棄され、 旗民によって事実上私的な耕作地とされ、課税の對 象になっていない土地があることについて上奏した. *54 乾隆帝は十月二十四日,戸部右侍郎の吉慶と戸部 左侍郎の劉綸に、方觀承との會同辦理を命じ*55、さ

らに十一月初八日,この項目の土地を精査して課税對象とし、該百姓等に永遠に業となさしめれば、便民のことであると判斷し、また、從來の私的占有とそれに對する地方官の失察については追究を行わないこととする上論を出した。*56 劉縄菴(字)は劉綸(1711-1773). 江蘇武進人、吉敏齋は吉慶*57である。方觀承は劉倫と吉慶が十一月十一日に京師より起身したとの報を聞き、彼自身も同日、保定から天津に向かっている。*58 また、前月十月二十六日から十一月初一日まで、順天府・永平府・河間府・天津府・遵化州・冀州・濮州・趙州等で一寸から四寸の積雪、初一日には順徳府・廣平府・大名府で五寸の積雪を得たことも「種麥地廣實稱應時之瑞」として上奏している。*59 本詩は、民に耕作権を認めた善政を贊美するとともに、積雪瑞兆の喜びをも詠じたものである。

56 「盆梅三首」七言絶句, a 「白梅」b 「綠萼梅」c 「紅梅」の三首. b 「綠萼梅」は綠色の萼を持つ種類の梅. b の割註には, 「金陵椶園翠微寺, 僧院西南二面有梅屛銕幹氷花盤, 紆糾曲如天成藩障. 蓋數百年物也. 下臨八功德水, 清音瀺灂, 暗香浮動」とあるが, 「金陵椶園翠微寺」は金陵(江寧府, 現南京)の清涼山寺のことを指す。「瀺灂」は水の流れる音. 「暗香浮動」は宋の詩人林逋の「山園小梅」という作品にある詩語で暗闇に梅の香がただよう様子. 續けて「追憶四十年前讀書其中, 直是置身仙界也」とあり, 當時数え年で五十九歳であった方觀承が四十年前の十九歳のころ, すなわち彼の南北往来の時期であり, この清涼山寺の地にて讀書をしていたとしているが, 祖父・父の流刑後はこの寺に寄食し, 僧が彼の非凡さを見抜いて厚遇したことは既に明らかにしている。*60

57 「丙子除夕」七言律詩.四句目の割註「去年巴里坤より肅州に回るに除日において道に就く」は,前年に甘肅で軍務に就いていたときのことを想起したもの.五句目の割註「蠟月望日立春」は,前年の十二月十五日に立春を迎えた年内立春を「春早」と詩中にて表現.グレゴリオ暦一七五七年の二月三日にあたる.六句目の割註「是夕西師過境」とあるが,この閒もジュンガールへの出兵は繼續しており,數日前の二十四日,チャハル兵が保定を通過して磁州から直隷省を出境し.河南省安陽に入ったことを報告している。*61

おわりに

康熙・雍正・乾隆の三代にわたって非常に重大な政策課題であったジューンガル帝國の制壓は清朝にとっての一つの到達點であった。結果として二囘にわたりその軍務に関わった方觀承は漢人知識人として、また

清朝の重臣として、どのような心境でいたのであろうか、同時代人、特に漢人知識人の「盛世」認識については、さらに檢討していきたいと思うが、詩中、あるいは割註の中で繰り返される軍務時の回顧は、やはり方觀承の人生において、この經驗が大きな意味を持っていたことを示しているとはいえまいか。

本稿でも、前稿までと同様、詩そのものへの分析への試みは多少の進展があるとはいえ、やはり状況を追うことに汲汲として、様々な詩語に託された心情を讀み取るには未だ至っていない。ひきつづき今後の課題とさせていただきたい。

註

- *1 拙稿「方觀承撰『薇香集』について一詩を史料とした乾隆期政治史の再構成一」『熊本大學教育學部紀要』第 57 號, 2008. 拙稿「方觀承撰『燕香集』上について一詩を史料とした乾隆期政治史の再構成(その2)一」『熊本大學教育學部紀要』第 58 號, 2009. 拙稿「方觀承撰『燕香集』下について(上)」『熊本大學教育學部紀要』第 61 號, 2011.
- *2 拙稿「清代の翰林院」『專修大學人文科學研究所月報』 194, 1999.
- *3 板野正高等編『近代中國研究入門』 II 章, 67 頁, 東大出版會, 1974.
- *4 以上の記述は、森川哲雄「アムルサナをめぐる露清 交渉始末」『九州大學教養部 歴史學・地理學年報」7, 1983、宮脇淳子『最後の遊牧帝國―ジューンガル部 の興亡』講談社、1995、岡田英弘『モンゴル帝國から大清帝國へ』藤原書店、2010、小沼孝博『清と中 央アジア草原―遊牧民の世界から帝國の邊境へ』東 大出版會、2014、を参照した。
- *5『乾隆帝起居注』第十四冊, 二七七頁, 乾隆二十年九月二十五日丙辰, 又奉旨. 木下鉄矢『「清朝考證學」 とその時代』(創文社, 1996) にもこの經緯が詳述されている.
- *6 同,二七七頁,乾隆二十年九月二十五日丙辰,大學士博·協辦大學士尚書蔣奉旨.
- *7 『宮中檔乾隆朝奏摺』第十二輯,七五三頁,乾隆二十年十月二十五日,署理陝甘總督方觀承奏摺。この奏摺には「尋常の事件は原より一例個辦を必せざるべきなり。目下急とする所の者は馬匹・糧餉の二事なり、之に勉めよ」との硃批が返され,方觀承の主要任務が軍需であることを再確認している。なお二十九日には、劉統勲への治罪が免じられたことの謝恩奏を呉達善と連名で代奏している。『宮中檔乾隆朝奏摺』第十二輯,七八三頁,方觀承・呉達善奏摺。
- *8 雍正『甘肅通志』卷十一, 關梁, 涼州府, 平番縣に, 「在縣東北二百里, 城周二百丈, 自堡迤東至紅水界, 墩八座, 迤南至松山界, 雙井兒墩三座, 隘口二, 俱係緊要設官兵防汛. 雙井堡, 四面亂山, 路通八全, 設兵駐防」とある.

- *9 井上充幸「明清時代の黑河上流域における山林の 開發と環境への影響」『東アジア文化交渉研究』3, 2010.
- *10 『述本堂奏議』(三) ———頁.
- *11『宮中檔乾隆朝奏摺』第九輯,三四一頁,乾隆十九年八月十四日,甘肅巡撫鄂昌奏摺。
- *12 嘉慶『大清一統志』卷四百十七, 哈密, には「西長流水 在哈密東南一百三十里, 源出天山南麓, 西南流入沙磧」とある. 東長流水の記述はない。
- *13 同, 哈密, 「新城」.
- *14『宮中檔乾隆朝奏摺』第十三輯,三四三頁,乾隆二十年十二月二十二日,方觀承奏摺.
- *15『清史稿』卷二百十一, 表五十一, 藩部世表. 『清史稿』には, 玉素トと表記されている.
- *16『高宗實錄』卷三百九,乾隆十三年二月丁丑,諭(軍機大臣).
- *17 同, 卷四百, 乾隆十六年十月甲辰, 軍機大臣議奏.
- *18『宮中檔乾隆朝奏摺』第十三輯,四〇七頁,乾隆二十一年正月初四日,方觀承奏摺。
- *19 同,四〇八頁,乾隆二十一年正月初四日,方觀承奏摺.
- *20 同上.
- *21 同上. なお,ナガチャは乾隆二十年の正月前後に,郡王バンジェルとともにアムルサナをハンに封じることを求める奏請をしている. 註4前掲,小沼著書,五九頁.
- *22 乾隆十九年十一月初四日,翌年の遠征における七十 餘ある臺站の經理について工部侍郎であった呉達善 が派遣されることが命じられている。『高宗實錄』卷 四百七十六,乾隆十九年十一月,丁丑,論。
- *23『宮中檔乾隆朝奏摺』第十三輯, 五六二頁, 乾隆二十一年正月二十七日, 方觀承奏摺.
- *24 同,六七一頁,乾隆二十一年二月十一日,方觀承奏摺. なお,この奏摺はツェリンがアムルサナを捕らえたことを慶賀するものであったが,後にその情報は誤っていたことが判明する.
- *25 乾隆『直隷邠州志』卷第九,廟屬第九,には,「旧志云,在西二十里官路傍.」とあり,続けて『大清一統志』 卷二百四十八,邠州直隷州,寺觀,慶壽寺,を引用して,「一統志云,有佛像坐石巖下,高十餘丈,俗名大佛寺」とあり,さらに續けて,「座後出泉,前護層樓,明嘉靖年重修.」とある.なお,光緒二十八(1902)年刊の葉昌熾『邠州石室錄』はこの寺にある唐代から元代までの石碑について考釋を加えたもの.文人が立ち寄る寺院であったことがわかる.
- *26 乾隆『直隷邠州志』卷第九,廟屬第九,所收の「大佛寺答人問」という詩の序に「寺與佛皆鑿石爲之」とある.
- *27 同, 卷第十五, 官屬下并序第十六, には, 乾隆十八年任の福安(旗人)の次の知州は乾隆二十二年任の習世昌となっている. ただ, 雍正『陝西通志』卷二十三, 職官四, 本朝文職の邠州知州の部分と照合すると, 乾隆『直隷邠州志』には遺漏している人名が多い. おそらく何らかの理由で張文秸は省略され

たのだろう (後述)、民國十八年刊 『邠州新志稿』 券 之五. 職官. には道光五年以降の知州のみ記述され ている. 中國第一歷史檔案館編『清代官員履歷檔案 全編』15、四八九頁には、乾隆元年の八月の推陞 大選の記事として「張文秸、福建泉州府晉江縣監生、 年參拾肆歲, 水利營田州同, 好善樂施案内議叙, 應 陞之缺卽用, 今掣得河南陳州通判缺. 原任江蘇丹徒 縣知縣張廷煌之子」とあり、同、四九五頁には、同 年九月初六日の引見の爲の履歴についての上奏が され「臣張文秸, 福建泉州府晉江縣監生, 參拾肆 歳, 由候選州同, 因樂輸社田積穀義學膳田等項, 於 雍正拾參年柒月内. 蒙本省督撫會題. 奉旨. 據奏張 文秸樂膳好施惠周鄉里, 甚屬可嘉, 其如何加恩旌表 之處, 該部分別定議具奏, 欽此. 吏部覆准以應陞之缺, 雙月卽用, 雍正拾参年拾壱月貳拾肆日, 奉旨, 依議, 欽此. 今掣得河南陳州府通判缺, 敬繕履歷恭呈御覽. 臣曷勝惶悚,恐懼之至謹奏,乾隆元年玖月初壹日.」 とあり、これだけでは同定できないが、乾隆『泉州 府志』卷之五十一, 國朝循續四に「張文秸, 字禮仲, 號節崖. 晉江人. 丹徒令廷煌子. 以國學生授職州同. 雍正十年間, 捐銀三千二百兩, 以助墾費充膏火, 置 社田, 給齋糧, 營義塚, 施棺木, 督撫題請議叙, 授 陳州通判. 分防周家口, 嚴保甲, 飭幹捕宵小潛踪兼 緝鄰封大盗, 加秩紀錄. 邑舊無署, 賃屋以居, 捐俸 創建, 輪奐一新, 丁内艱起. 補鳳翔府通判, 度地墾荒, 廣植桑種, 得桑五十萬株, 分界諸民編蚕, 政給絲車 置館郡東募浙民善蚕者,浴繭繅絲,爲民法上官下其 事於他郡秦人賴之, 文廟傾圯自捐五百金鼎新之, 毫 不及民, 聘名宿爲多士講學人才奮興, 委監商州龍駒 寨税務, 恤商利民. 署邠州篆值河水漲決臨河, 土山 如削. 捐俸築橋三道, 計程七里修理驛路, 大佛寺築 層臺新叠閣以卓異薦賜蠎袍,署西安篆未兩旬卒於官. 年四十三, 鳳人伐石勒碑祀之, 繭館以配蚕, 祖子光 憲, 乾隆庚辰進士, 翰林院編修」とあり, 閒違いな く同じ張文秸であることが確定できる. 大佛寺の修 復の記事もある. 署理であったことが記錄に殘らな かった一因か.彼の業績の「公共性」は方觀承と通 じるところがあるともいえる. なお,『晉江縣志』卷 四十六人物志, 宦績にも上記を抄錄した記述がある.

- *28『全唐詩』卷三百八十六,曲江院裏題名處,十九人中最少年.今日春光君不見,杏花零落寺門前.
- *29 松浦友久編『漢詩の事典』「Ⅲ, 名詩のふるさと(詩 跡)」(植木久行執筆)三三四頁.
- *30 同, 三四三頁.
- *31 舊志は成化『山西通志』で、「皐陶墓、在洪洞縣南 十三里皐陶村、冢高五尺、周圍十歩、右有碑、其文剥落」 とあり、また『洪洞縣志』には「皋陶故里、在縣南 十五里皋陶村、相傳皋陶産此、或曰高陽也、有庙春 秋祀焉.」また、「虞士皋陶墓、在縣南十三里皋陶村 東南、冢高五尺、周圍十歩、碑高一丈、文剥落不可讀、 石器尚存、四周有垣、今圮.」とある.
- *32 光緒『井陘縣志』卷十九,「職官」.
- *33 光緒『獲鹿縣志』卷十,「官師」.
- *34 兩縣の地方志にはこの方觀承の詩が收錄されている. 光緒『井陘縣志』卷三十六,藝文詩. 光緒『獲鹿縣志』 卷末, 雜志.

- *35 以上の日程は『乾隆朝起居注』第十五冊,八〇~ 一〇〇頁。乾隆二十一年二月十三日~四月二十九日 までの記述. なお, 實錄は孔廟を先師廟とする. また, 實錄には二月二十六日の條にアムルサナの身柄の捕 捉が誤報であるとするツェリンの上奏を載せる(卷 五百七, 乾隆二十一年二月甲子, 定西將軍策楞奏.) が, これがいつの段階で乾隆帝に傳たわったかは不明.
- *36『乾隆帝起居注』第七冊, 三一頁, 乾隆十三年二月 十三日丁卯.
- *37『御製詩二集』卷二, 古今體九十八首, 戊辰二, 「登 景州開福寺塔」.
- *38 同,「諭直隷扈駕諸臣」.
- *39 往路では、「曉過景州」(『御製詩二集』卷六十一、古 今體九十首, 丙子二) が詠まれている.
- *40『南巡盛典』卷九十二,程塗,には、「(乾隆)二十二 年二十七年、新荘において大營を恭設し駐蹕す」と あり、翌年の南巡の際にも駐蹕している.
- *41『乾隆帝起居注』第十五冊,一一五頁,乾隆二十一年 三月十三日辛巳.
- *42 同,一一六頁,乾隆二十一年三月十三日辛巳. 『高宗 實錄』卷五百八、乾隆二十一年三月壬午には、「賜扈 從王公大臣,並直隷總督以下官食」とある.
- *43『宮中檔乾隆朝奏摺』第十三輯,八五一頁,署直隸總 督鄂爾達奏摺.
- *44『聽雨叢談』卷四,丙辰宏詞科徵士錄.
- *45『晚清簃詩匯』卷七十二,「張鳳孫」.
- *46 民國『沙河縣志』卷一, 疆域志上, 山に「赫山去縣 八十五里, 在罊口山西. 康熙縣志注前有龍王廟, 後 有龍潭.」とある.
- *47 同治『卽墨縣志』卷八,名宦,吏治に「方觀本,字 立岑, 桐城人. 乾隆十六年, 由例貢除卽墨縣. 精敏 幹練, 片言折獄, 時營卒恣横平, 民重足, 觀本悉繩 以法無所貸. 一邑帖然, 民至今思之」と「善政」の 記事が見えるが、官界遊泳の適性とはまた別であろう.
- *48『揚州畫訪錄』卷四, に「方士寁. 字右將, 士庶同母弟. 業鹽淮南. 居揚州. 于北郊壽安寺西築西疇別業, 因 號蜀泉,又號西疇. 士庶爲繪西疇蓮塘圖」とある. 『新 安竹枝詞』の撰者として知られている. なお, 同じ く『揚州畫訪錄』卷四によれば同母兄の方士庶の叔が、 方息翁すなわち方世舉であると記されている. 方世 舉は方觀承の伯であり(〈燕下8〉より), 姻戚關係 は判明するが、厳密な關係は不明. 前稿までの方西 疇に關する考證はすべて誤っていた. 謹んで訂正する.
- *49 阮元『廣陵詩事』卷七に、「馬半査、方西疇同日生、 皆在牡丹開時,毎有詩讌」とあり,交流がうかがわれる.
- *50 註 20 参照.
- *51 光緒『保定府志』卷三十八,工政略四,倉厫,安肅 縣, に「留養局, 一在縣城南關萬壽寺, 一在縣城北 關十方院, 一在漕河慈航寺東, 乾隆閒, 總督方觀承 任布政使時建顏、日給孤獨園寺」とあり、また「方 觀承漕河留養局記略, 直隸留養有局計五百六十一處, 若安肅之慈航寺・永清雙營之龍王廟・良鄕之永保堂・ 内邱之圓津菴, 所養尤衆. 往余爲總藩時, 有漕河僧 元通發願募化以瞻寒餒之民. 余為拓地建局顏其坊,

- 日給孤獨園寺, 日慈航寺」とある.
- *52 民國『徐水縣新志』卷十二,藝文記下,詩,には. 方觀承のこの詩は「漕河宿慈航寺示禪僧鑑慈」とし て收錄されている。また、同、卷末、志餘、には以 下のような方觀承の逸事が収録されている. 「清の方 恪敏公がまだ榮達していない時, 桐城より遊學して, 本縣の漕河鎭の慈航寺の前に至った. 大雪の日で空 は暗く、門外に病氣で倒れ臥してしまった。この夜 老僧が寺の前に虎が臥している夢を見て驚き目覺め、 門徒に門内から様子を覗わせたところ、呻吟する聲 を聞き、詢ねて病人がいることがわかった、報告を 聞いた老僧は遂に門を開けて寺中に助け入れ、治療 を施した. 明春にいたり、病は多いに癒えた. 僧は 方觀承に向かって、先生は長く困窮する人ではない とお見受けする. 北京の地安門の外の某寺の住職は 私の兄です.手紙を書いて紹介し一館を用意しても らいますから、糊口をしのぎつつ進取を圖って下さ い、と言った、方觀承はそこに至ると修行僧が二人 いた、方觀承はしばらく課讀し、時に僧のために對 聯を書き、禪堂に懸けた. この寺は王大臣が朝廷に 向かう時に必ず通るところであり、しばしばここで 休憩することがあった. ある日某王が對聨を見て多 いに稱贊し, 方觀承を王府に招き入れようとし, 僧 は多いにそれを推擧した. 一年あまり後, 高宗が 七十歳の誕生日を迎える時で、公卿は皆な壽屛を進 呈したが、一つとして意にかなうものが無かった. 某王は方觀承に請うて屛一つを書いてもらい御覽に 進呈したところ、誰が書いたものだ、と帝から問わ れ實を以て答えた、そして帝は王に命じて帶領引見 させた. その時方觀承は何も功名が無く, 例として は覲見は許されなかったが、監照一枚を作成し、監 生を以て覲見し奏對すると旨に稱い、主事分部行走 の官を賜わった. その後出世を重ね直隷總督に至っ た. 任に到ったのち、慈航寺を改修しあわせて香火 地若干頃を購入して、贍養に資すようにした. 按ず るにこの寺は畿輔の名勝となり、清の高宗から遜帝 宣統帝に至るまで、凡そ官員や名流で贍拝遊覽した り、詩に詠んだり布施をしようとしない者は無かっ た. この寺の住職海泉圓が亡くなったのち、その信 徒である悟天が法を犯し、廟の財産を没収されるの 至った. 數十年の精華はこれによって水の泡となっ てしまった. また, 工廠を設け軍隊が居住するよう になり、殿宇を破壊してしまい、見るに堪えなくなっ た、現在その地はただ周圍の垣は壊れ、井戸は涸れ、 人影も無くなってしまっている」とある. 高宗の 七十歳の誕生日の記述など、明らかな誤りも含むが 興味深い挿話である. なお,『清稗類鈔』知遇類,「方 觀承一生知遇」には,「方觀承が北京に向かう途中直 隷省に至り荷物を盗賊に奪われ、知古を頼りに保定 に着こうという時、白河で大雪に遭い、古寺の外で 凍えて倒れてしまった. その寺の僧が, 觀承が雪の 中に倒れているのを見つけた. 僧は觀承を助けおこ して温めると、觀承は蘇生した. 觀承と僧はお互い に意気投合し、數箇月寺にとどまった」とあり、共 通の挿話が別の形で語られている.
- *53 昭槤『嘯亭雜錄』卷七には、「公以一書生、冒矢石行 萬里外, 與陝甘督撫·滿洲諸將軍計議密勿, 而能下

- 協邊情,上符睿算,近代儒臣所未有也」とあり、その軍務への適性を述べる。
- *54『宮中檔乾隆朝奏摺』第十五輯,七六一頁,乾隆二十一年十月十七日,直隸總督方觀承奏摺.
- *55『乾隆朝上論檔』第二冊,八八三頁,乾隆二十一年十月二十四日,奉旨.
- *56 同上,八九三頁,大學士公傅·大學士來字寄直隸總督方,乾隆二十一年十一月初八日奉上論.
- *57 吉慶の出身は不明. 恐らく滿洲人か. 敏齋という別名(字か?)は管見の限り,他書には見ることはできない. なお,この吉慶は,乾隆十七年七月の山東布政使の李渭の上奏に端を発した北省の銅錢囤積問題を直隷省においては方觀承が處理していたのであるが,長蘆鹽政天津總兵官であった吉慶が,鹽商が交鹽區内で鹽を小賣して得た銅錢は,随時賣鹽州縣
- 内において銀に交換させるべきことを請う上奏をしている. 方觀承とのパーソナルな繋がりが本詩集からわかることから, 政策においても連繋があったのかもしれない.
- *58『宮中檔乾隆朝奏摺』第十六輯,六八頁,乾隆二十一年十一月十一日,直隸總督方觀承奏摺.
- *59 同,六九頁,乾隆二十一年十一月十一日,直隸總督方觀承奏摺.
- *60 馬其昶『桐城耆舊傳』方恪敏公傳第九十三, 袁枚 『隨園詩話』. のち方觀承は清涼山寺を修し, その恩 に報いたという. 拙稿「方觀承とその時代―乾隆期 における一知識人官僚の生涯―」『東洋文化研究』7, 2005.
- *61 同,四三七頁,乾隆二十一年十二月二十四日,直隸總督方觀承奏摺.